

～消費者注意情報～

大学生のみなさん！簡単に儲かる話はありません！！
～好奇心や軽い気持ちで甘い誘いに乗らないようにしましょう！！～

(平成28年3月9日)

相談事例

大学の友人から「いい儲け話がある。紹介したい人がいる」と誘われ、一緒に喫茶店に出向き、その友人の知人からネットワークビジネスの説明を受けた。起業に関心があり、説明された内容にも興味を惹かれたが、80万円相当の「健康に効果がある」という寝具の購入が必要であると言われたため、支払うお金がないことを伝えて断った。ところが、しつこく勧誘され、断りづらい状況となってしまう、商品の購入に同意した。代金については、その知人の会社の従業員であることにして消費者金融から借入れ、支払った。

しかし、契約書等は交付されず、購入した商品も受け取っていない。解約して支払った全額を返してもらいたい。
 (20代 学生)

ココに注意！・・・東京都消費生活総合センターからのアドバイス**★ 誘いに安易に応じない！不審な勧誘はきっぱり断る！**

身近な友人や大学の先輩、或いはSNSを通じて親しくなった知人などから、「いい儲け話がある」などと誘われると、ついつい気軽に応じてしまいがちですが、誘いに乗り出向いた先で、断れないような雰囲気を作られ勧誘に応じざるを得なくなるケースが目につきます。

少しでも怪しいと感じたら、安易に誘いに乗ってはいけません。また、断りづらい状況でも、不審に思う点があったり、仕組みがよく分からない儲け話の勧誘はきっぱりと断りましょう。

★ 楽して儲けようという考えは危険です！

「紹介料欲しさ」に安易に知人を誘うことは、あなたの信用を低下させ、友人・知人関係を壊すことにつながる可能性があります。また、あなたが誘った人から損害賠償を請求されることも考えられます。簡単に儲けられるような甘い話はありません。くれぐれも、安易に契約することのないよう、また、自らが強引な勧誘等をするのないよう注意しましょう。

★ 相談したことが家族や友人に伝わることはありません！マルチ商法に該当する場合は、クーリング・オフや中途解約が可能です。不安を感じたら、すぐに最寄りの消費生活センターに相談を！！**<特別相談「若者のトラブル110番」を実施します>**

東京都では、**平成28年3月14日(月)、3月15日(火)**に「若者のトラブル110番」を実施します。キャッチセールス、アポイントメントセールス、マルチ商法、架空請求など、若者の契約トラブルについて、電話と来所でご相談をお受けします！一人で悩まず、まず相談！

東京都消費生活総合センター
03-3235-1155(相談専用電話)

<悪質事業者通報サイトへ情報をお寄せください>

すでに解決してしまった消費者相談情報や、窓口で相談するほどでもないけど困った経験をしたことがあるなどの情報をお寄せください。 <https://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.jp/tsuho/honnin-form.html>

寄せられた情報は、悪質事業者の指導や処分に役立つほか、都民の皆様への情報提供、啓発につながります。

～消費者注意情報～

街でモデルにスカウトされたのは、脱毛の契約が目的？

～モデル事務所紹介の美容クリニックで高額な契約をさせられた～

(平成28年6月16日)

相談事例

街で雑誌編集者だという女性から「読者モデルにならないか」と声をかけられ、スナップ写真の撮影後、名前や携帯電話番号等を伝えた。その夜、モデルの登録のため事務所に来てほしいと電話があり、翌日出向くと、美容師がモデルを探す冊子に写真を掲載するので、カットモデルの仕事ができると説明された。最後に「モデルは美しくなるために美容クリニックに通っている。あなたも体験しないか。」と脱毛の無料体験を勧められ、美容クリニックを紹介された。美容クリニックで体験後、自己処理は体に良くないと言われ、レーザー脱毛を勧められた。本来は100万円以上だが半額にするとと言われて、契約してしまった。しかしその後、カットモデルの仕事の連絡はなく、高額な脱毛契約をさせる口実だったのではないかと思い始めた。毎月の支払いが負担であり、もともと脱毛の契約をするつもりはなかったので解約したい。(20歳代 女性)

ココに注意！…東京都消費生活総合センターからのアドバイス

★ 街で声をかけられても、安易に応じたり、個人情報をお教えたりしないで！

「モデルのスカウトをしている」「カットモデルにならないか」などと声をかけられ、話を聞くだけのつもりが、氏名や携帯電話番号などの連絡先を登録させられ、後から商品やサービスの勧誘を受けたという相談が寄せられています。個人情報を安易に教えるのはトラブルの素です。注意しましょう。

★ 「無料」という甘い誘いに気を付けて！

「無料だから」と軽い気持ちでサービスを受けた後、有料の契約を勧められ、断りきれず高額な契約をしてしまったが解約したいという相談が多く寄せられています。その場の雰囲気流されず、勧められたサービスは本当に自分に必要か、価格は妥当かなど、じっくり検討すべきです。その場ですぐに契約せず、慎重に判断しましょう。

★ 複数の人物が勧誘に関わる「劇場型勧誘」に騙されないで！

カットモデルの登録は、脱毛の契約につなげる口実だった可能性もあります。本事例に限らず、定められたシナリオに沿って複数の人物が言葉巧みに勧誘し、当初の話とは別の契約を結ばせた疑いのある相談が増えています。不審な勧誘に疑問を感じたら、最寄りの消費生活センターにご相談ください。

東京都消費生活総合センター
03-3235-1155(相談専用電話)

<悪質事業者通報サイトへ情報をお寄せください>

すでに解決してしまった消費者相談情報や、窓口で相談するほどでもないけど困った経験をしたことがあるなどの情報をお寄せください。 <https://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.jp/tsuho/honnin-form.html>

寄せられた情報は、悪質事業者の指導や処分に役立つほか、都民の皆様への情報提供、啓発につながります。

～消費者注意情報～

エキストラのバイトをするはずが、高額なレッスン契約をする羽目に！

～バイトは紹介されず、オーディション合格後レッスンが必要と言われた～

(平成28年7月12日)

相談事例

インターネットのアルバイト情報サイトで、芸能事務所のエキストラ募集を見て申し込んだ。事務所にしつこく出向くと、エキストラ登録後に「短編映画のオーディションを受けてみないか」と勧められ、事務所主催のオーディションを受けた。昨日、事務所に呼び出され、オーディションに合格したと告げられたが、映画出演のためには半年間ダンスや演技のレッスンに通う必要があり、30万円の費用がかかると言われた。高額なので支払えないと断ったが、「せっかくのチャンスだから」「分割払いもできる」などと長時間説得され、断りにくい雰囲気になってしまい、契約してしまった。しかし、エキストラのアルバイトをするつもりだったのに仕事は紹介されず、月々の支払いも負担なので解約したい。

(20歳代 女性)

ココに注意！…東京都消費生活総合センターからのアドバイス**★ アルバイトに応募する際は内容をよく確認しましょう！**

近年、インターネット上のアルバイト情報サイトやSNSの求人広告などを利用して、アルバイトを探す方が増えています。希望する職種等を入力するだけで検索できるサイトもあり、申込みの手続きも簡単です。しかし、トップページには簡単な仕事内容や給与、勤務地などしか掲載されておらず、詳細については別のページに記載されていることがほとんどです。アルバイトに応募する際は、必ず事前に、仕事の内容や勤務条件等をよく確認しましょう。また、中には、本事例のように、応募者に商品やサービス等を販売することが目的であると思われる事業者もいますので、気を付けましょう。

★ 本来の目的と違う内容の契約を勧められたら要注意！

アルバイトをするつもりで芸能事務所にしつこく出向いたのに、結果的に、高額なレッスン契約をしてしまったという相談が多く寄せられています。本来の目的と違う内容の契約を勧められた時に、安易に応じてはいけません。強い口調で迫られたとしても、不本意な契約なら、きっぱりと断りましょう！

★ 困ったときには消費生活センターに相談を！

本事例のように販売目的を隠して呼び出し契約をさせた場合は、特定商取引法に規定するアポイントメントセールスに該当し、同法に基づくクーリング・オフが可能です。契約してしまっても解約できる場合がありますので、お困りの際は、最寄りの消費生活センターにご相談ください。

東京都消費生活総合センター
03-3235-1155(相談専用電話)

＜悪質事業者通報サイトへ情報をお寄せください＞

すでに解決してしまった消費者相談情報や、窓口で相談するほどでもないけど困った経験をしたことがあるなどの情報をお寄せください。 <https://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.jp/tsuho/honnin-form.html>

寄せられた情報は、悪質事業者の指導や処分に役立つほか、都民の皆様への情報提供、啓発につながります。